

運営指導における 主な指導事項等

通所リハビリテーション 編

埼玉県福祉監査課

通所リハビリテーションの提供について

医師が利用者に対して3月以上の通所リハビリテーションの継続利用が必要と判断する場合には、リハビリテーション計画書に具体的な終了目安となる時期等を明確に記載し、本人・家族に説明すること。

リハビリテーションマネジメント加算

居宅訪問時、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスの従業者又は家族に対し助言を行ったことを明確に記録すること。

サービス提供体制強化加算

算定に際し、継続して加算要件を充足していることが明らかとなるよう、福祉事務所が示す様式に基づき、毎年度必要な計算書を作成すること。